

1. 多重債務問題等への対応（コロナ禍を踏まえた対応）について

（１）様々な形態の取引への対応

- 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、SNS 個人間融資、給与ファクタリング、事業者向けファクタリングといった様々な形態の取引が広がりを見せている。
- SNS 個人間融資については、Twitter 上での悪質な書込みに対し、金融庁のアカウントから直接返信することにより、個別にも注意喚起を行う取組みを継続して実施している。ファクタリングについては、令和２年９月１０日に特設ページを金融庁ウェブサイトに掲載し、また、政府広報を通じた周知を行うなど、注意喚起等の取組みを推進している。

（注意喚起の内容）

- ・ SNS 個人間融資については、個人であっても反復継続する意思をもって貸付けを行うことは貸金業に該当すること、高い金利の請求や個人情報が悪用され犯罪被害に巻き込まれるおそれがあることについて注意喚起。
 - ・ 給与ファクタリングについては、業として行うものは貸金業に該当すること、高額な手数料の請求や悪質な取立ての被害を受けるおそれがあることについて注意喚起。
 - ・ 事業者向けファクタリングについては、ファクタリングを装って違法な貸付けを行うヤミ金融業者を利用しないこと、高額な手数料を支払うとかえって資金繰りが悪化するおそれがあることについて注意喚起。
- 貴協会におかれても、引き続き、注意喚起等についてご協力をお願いしたい。また、ヤミ金融の疑いがある事案に接した場合は、金融庁に情報共有をお願いしたい。

（２）貸付自粛制度の周知等

- 貸付自粛制度について、金融庁は、貴協会と連携し、令和２年６月に厚生労働省を通じて、ギャンブル等依存症の専門医療機関や保健所、精神

保健福祉センターへの貸付自粛制度の周知を行った。

- 引き続き、同制度を必要とする者に的確に伝わるような取組みを進めていくので、貴協会のご協力をお願いしたい。

2. 成年年齢の引下げに向けた対応について

- 成年年齢が令和4年4月から引き下げられることを見据え、若年者が過大な債務を負うような事態が生じないよう、貸金業者に対する当局の検査・監督や貴協会の監査を通じて貸金業法の遵守を図ることに加え、多重債務防止に向けた貸金業者による自主的な取組みの状況を把握・推進していく必要がある。
- 貴協会においては、金融庁とも連携の上、成年年齢の引下げに向けた業界の貸付方針等に関するアンケート調査を実施していただき感謝申し上げます。その結果については、財務局にも還元したところであり、検査・監督に活用していく。
- 今後は、アンケート調査の結果の公表とともに、アンケート調査で得られた効果的な取組みの横展開をお願いしたい。

(注) アンケート調査の結果については、令和2年10月30日に日本貸金業協会のウェブサイトにおいて公表（同日、金融庁ウェブサイトにおいてもその概要を紹介）。

<https://www.fsa.go.jp/news/r2/kashikin/20201030/20201030.html>

3. 投資用不動産向け融資について

- 貸金業者とその媒介の委託を受けた貸金業者が取り扱った投資用不動産向け融資において、年収証明書の改ざん等が行われ、これに基づいた不適正な融資が実行された事案が発生している。
- 金融庁としては、同種の事案の発生抑止の観点から、貸金業者が投資用不動産向け融資を行う場合に、

- ・ いわゆる適合性の原則を踏まえて、資金需要者等の利益の保護の観点から、適正な運営が行われているか、
- ・ 顧客から提出を受けた収入状況等の書面の信ぴょう性や妥当性を十分に確認し、顧客の返済能力を超える貸付けとならないよう、厳格な貸付審査を実施する態勢となっているか、
- ・ 業務を外部委託する際に、委託元と受託先の役割が明確となっているか、

などといった問題認識を持っている。

- 貴協会におかれては、こうした観点も踏まえた上で、引き続き、投資用不動産向け融資を取り扱っている協会員への監査を実施していただきたい。

4. 金融サービス仲介業について

- 令和2年6月に成立した「金融サービスの提供に関する法律」の施行に向けて、今後、政令・内閣府令や監督指針の策定、効率的な登録審査体制の確立等に取り組んでいく。
- また、金融庁としては、新協会が設立され実効的な自主規制が策定されることが重要であると考えている。自主規制団体については、FinTech協会等が新協会の設立に向けた活動を行う旨をウェブサイト上で表明しており、金融庁としても、こうした動きを注視していく。貴協会におかれては、新協会における過不足のない自主規制の策定等に向けて、自主規制団体としてこれまで培ってきたノウハウ等に基づいた建設的なアドバイスをしていただけると幸いである。
- 貴協会の会員各社にとっても、新たに創設される金融サービス仲介業は、既存の仲介業に加え、新たな顧客接点となり得るものであることから、こうした新制度も活用しつつ、個々の利用者のニーズにより即した金融サービスの提供に繋げていただきたいと考えている。

5. サイバーセキュリティ対策の強化に向けた取組みについて

- 資金移動業者の「アカウント口座」を通じた不正出金事案や、証券会社の「取引口座」に不正アクセスし、顧客の有価証券を不正に売却の上、架空口座に不正出金される事案が複数発生。サイバーセキュリティリスクは重大な経営リスクの一つ。
- 各金融機関等においては、経営陣が、取組計画の策定や進捗管理に主体的に関与する等、リーダーシップを発揮して取り組んでいただきたい。
- 金融庁においても、サイバー攻撃の脅威に関する動向について、積極的に情報を収集して注意喚起するなど、官民一体となって、業界全体のサイバーセキュリティ対策の強化を進めてまいりたい。

6. 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う FATF 相互審査の再なる延期について

- 令和2年9月8日、FATF が、同年10月に予定されていた対日審査の結果に関する議論を、令和3年2月の全体会合で行う旨公表した。
- また、FATF 相互審査については継続して行われているところ、各金融機関等におかれては、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に従い、全ての顧客のリスク評価やリスクに応じた継続的な顧客管理の実施など、リスクベース・アプローチに基づいたマネロン・テロ資金供与対策に引き続き取り組んでいただきたい。
- 金融庁においては、日本のマネロン対策等が適正に評価されるよう、引き続き、しっかりと対応してまいりたい。

7. 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」 の改訂について

- 平成 30 年 2 月に策定し、平成 31 年 4 月に改訂した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」について、改訂することを予定している。
- これまでのモニタリング結果を踏まえ、金融庁の考え方が十分に伝わっていないと思われる点等について、改訂によって明確化することで、態勢の高度化をさらに進めていただきたいと考えている。
- 改訂内容は現在検討中であり、今後、金融庁ホームページにて、改訂に係るパブリックコメントを予定している。金融機関等の皆様にとってわかりやすく使いやすいものにしていきたいと考えており、忌憚のないご意見をいただきたい。

8. 書面・押印等の制度・慣行の見直しについて

- 先般、規制改革推進会議が取りまとめた「規制改革推進に関する答申」では、各省庁は、書面・押印・対面を要する行政手続について、新型コロナウイルスの感染が終息するまでの間、可及的速やかに緊急的な対応措置を講じるとともに、恒久的な制度的対応についても進めていくこととする旨が記載されており、また、同答申により示された規制改革事項について着実な実施を図っていくため、「規制改革実施計画」が定められた。

（官民の書面・押印・対面手続の見直し）

- 金融庁としては、こうした経緯を踏まえ、電子化や法令の改正等を含む、制度的な対応の準備が整うまでの当面の間、緊急的な対応措置として、金融機関等による当局への申請・届出等について、令和 2 年 7 月 17 日に通知文を発出し、以下のような対応を行うこととしたので、よろしくお願いしたい。
 - 1 e-Gov または金融庁業務支援統合システム（以下「e-Gov 等」という。）に対応していない申請・届出について、システム対応するまでの間、原則

として、eメールによる受付も可能とする。また、e-Gov 等に対応している申請・届出についても、申請者側に、e-Gov 等による提出の整備環境が無い場合においては、eメール受付も可能とする。

- 2 押印（及び印鑑証明書の添付）の無い申請・届出等についても有効とする。
- 3 公的機関が発行する添付書類（登記事項証明書、住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）については、1ヶ月を目途として後日原本を送付することを前提に、電子データによる提出を可能とする。

（新たな電子申請・届出システムの開発）

- 更に、こうした緊急的な対応措置に加え、恒久的な制度的対応として、当局が金融機関等から受け付ける全ての申請・届出等についてオンラインでの提出が可能となるように、令和2年度中に新たな電子申請・届出システムの開発を行うとともに、令和3年度中に運用を開始する予定である。
- この新たな電子申請・届出システムについては、原則、電子証明書を必要としない ID・パスワード方式を用いる独自のシステムを開発する予定であり、各金融機関等がいかなる申請・届出等においても、簡便に利用できるものとし、各金融機関等の利便性等を重視したものとする予定である。また、現行の e-Gov ベースのシステムによる申請・届出や、暫定的に金融庁業務支援統合システムで受け付けていた不祥事件等届出書の届出も、新システムの運用開始後、当分の間は並行して利用できるようにする予定である。今後、新システムの開発が進んでいく過程で各金融機関等におかれても、ID・パスワード発行の手続き等、ご協力をいただくことになるので、予めご承知いただきたい。

（協会と会員間の書面・押印・対面手続きの見直し）

- また、貴協会におかれても、こうした政府の方針を踏まえ、貴協会会員から求めている報告・届出等に関しては、可能な限り、書面・押印・対面を無くすよう、取り組んでいただきたい。

（民民の書面・押印・対面手続きの見直し）

- 加えて、金融庁では、金融機関等に関連した民民の書面・押印等の商慣行について見直しを行うため、「金融業界における書面・押印・対面手続きの見直しに向けた検討会」を開催している。貴協会にも御参加いただき、感謝申し上げます。
- 検討会の開始以後、内閣府・法務省・経済産業省から「押印についてのQ & A」が公表されるとともに、前述のように、令和2年7月2日には「規制改革推進に関する答申」が公表され、同月17日は「規制改革実施計画」が定められた。検討会においては、これらも踏まえながら、金融関連の書面・押印・対面手続きの見直し・電子化を促進する際の課題を整理した上で、その解決に向けてどのような対応が可能か検討していきたい。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言は解除されたが、金融機関等は、経済インフラである金融サービスを継続して提供することから、今後もこのような事態に備え、リモートによる手続きが可能となるよう取組むことが重要である。また、経済社会のデジタル化がグローバルに加速する中、金融分野においても、利用者利便の向上や生産性向上のため、デジタル化の流れを促進することが一層重要となっている。
- デジタル化の促進は、金融機関等にとって、業務効率化やコスト削減に資するのみならず、デジタル技術を通じた金融サービスの高度化・多様化による顧客利便の向上により、ビジネス拡大にも資するものでもある。既にデジタル化を加速させるべく様々な取組みを開始している金融機関等もあり、デジタル化の取組みが今後の金融機関等の業績にも影響を与えられらる。
- デジタル化の促進のためには、将来を見据えた明確な戦略の下、深く根付いた従前の慣行や意識を抜本的に見直し、デジタル化を前提とした新たなワークフローを構築する必要がある。こうした改革は事務レベルに任せておいたのでは進捗することは難しく、経営トップが強力なイニシアティブを発揮することが重要となる。経営トップのリーダーシップに期待したい。

9. LIBOR への対応について

- ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）については、令和 3 年末以降は恒久的に公表停止する懸念が高まっている。
- LIBOR は、金利スワップなどのデリバティブ契約で主に用いられているが、企業向けの貸出や社債の発行条件などで使われるケースも多く、備えのない状態で LIBOR の公表が停止された場合、利用者への影響が懸念される。
- LIBOR 参照の金融商品・取引を抱えている貸金業者は一部に限られると考えられるが、そうした業者には適切に対応していく必要がある。その実態把握に当たっては、貴協会のご協力もいただきながら、今後、財務局・都道府県とも連携して進めたいと考えているので、よろしくお願いしたい。

（以 上）